

高森町中小企業人材育成事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内における商工業の振興及び発展を図るため、中小企業者が行う経営力の強化又は技術力の向上を目的とした人材育成事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則(昭和43年規則第7号)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、中小企業者とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者で、町内に主たる事務所又は事業所を有する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、中小企業者で次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 町税を滞納していないこと。
- (2) 当該年度中に、この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。ただし、当該年度内に完了する事業とする。

- (1) 中小企業者が人材育成に関する研修会、講習会等を受講する事業
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が適当と認めた事業

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の額があるときは切り捨てるものとする。

補助対象経費	補助金額
前条に規定する補助対象事業の受講に係る経費	受講料の2分の1以内とし、受講者1人につき25,000円を限度とする。ただし、当該年度内に1中小企業者あたり100,000円を限度とする。

2 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体の他の制度により研修に係る受講料の補助金を受ける場合は、他の補助金の額を前項の補助対象経費から控除するものとする。

(補助金交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、高森町中小企業人材育成事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して町長に申請するものとする。

- (1) 研修の受講申込及び受講料を確認できる書類の写し
- (2) 法人町民税の納税証明書

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助金の交付の可否について決定し、高森町中小企業人材育成事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という）は、申請の内容に変更が生じたときは、遅滞なく高森町中小企業人材育成事業補助金変更承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、承認を受けるものとする。

(実績報告書)

第9条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金交付決定の通知を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、高森町中小企業人材育成事業実績報告書（様式第4号）に、次の書類を添付して町長に提出するものとする。

(1) 受講内容及び受講料の支払いを確認できる書類の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第10条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付額を確定し、高森町中小企業人材育成事業補助金確定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金交付の請求)

第11条 交付決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは、高森町中小企業人材育成事業補助金交付請求書（様式第6号）を提出するものとする。

(補助金の返還)

第12条 町長は、交付決定者が補助金の交付を受けた後において、偽りその他重大な過失が判明したときは、補助金の返還を命ずることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。